

謹啟唐突書ヨリ呈シ尊嚴ノ冒

瀆致其得共 閣下ノ外訴フル所ナ

ク幸ニ過敏知ヲ辱フセルヲ以テ敬

テ聞陳御高慮ヲ奉煩候

右御高慮ヲ奉煩度ニ第一横

田檢事總長懲戒處分ノコト第

ニ横田氏後任ノコトニ有之候

横田檢事總長カ司法次官トシテ

前内閣末ニ於ケル非立憲的行為ハ

遂ニ司法大臣ノ問フ所ト為リ辭職

ヲ勸告セラレタルモ横田氏ハ之ニ應

セス反抗ヲ試ミツ、アルモノ、如シ

以テ外ノ事ト存候付テハ最早斷乎

懲戒免官ニ處セラルヘキ儀ト存候

候處新紙ノ報スル所ニ依レハ単ニ

控訴院檢事長ニ轉補セシメントスル

候處新紙、報スル所ニ依レハ單ニ
控訴院檢察長ニ轉補セシメントスル
御領議アルモノ、如シ右ハ其タ不
可然儀ト存候横田氏ニシテ問フハ
キノ過失アリ内諭ニ應ジ辭職セサル
上ハ公然法ヲ正サレ可然ト存候而シ
テ横田氏カ職務上ノ過失トシテ宥
恕ス可ラサルモノハ

第一 判事ノ退職ヲ大審院總
會議ニ付シ決議セシメントスルニ方
リ豫シメ大審院判事ヲ招キ右
手ニ名利ノ餌ヲ示シ左手ニ已レ
ノ意見ニ同意スハキ旨ヲ諭シ
其同意セコルモノニハ總會議ニ
勅席ヲ求メタルコト

第二 裁判所ノ定員改正ト稱シ其
實法律ノ規定ニ依ラスシテ判事
ヲ退職セシメントシ

陛下ヲ欺罔シ奉リテ第百二十四號
ノ勅令ヲ發シ之ヲ脅迫ノ用ニ供
シ又ハ之ヲ適用シテ不法ニ判事ヲ
退職セシメントシタルコト

第三 判事ノ退職ヲ大審院ノ總

退職セシメントシタルコト

第三 判事ノ退職ヲ大審院ノ總會議ニ付決議セシメントスルニ方
リ已レカキ意見ニ同意スルモノ、
多數ヲ得ン為メ岐阜仙臺等、
地方裁判所長ヲ竊カニ東京ニ招
キ潜伏セシメ置キタルカ如キ陰險
手段ヲ為シタルコト

右三個ノ所為ハ懲戒免官ニ該當
シテ餘アルヘク而シテ是レ等ノ所
為ハ十分立證相成候事ト存候
横田氏ヲ曖昧摸稜ノ間ニ置候
テハ司法部ノ紛々擾々絶ユル間ナク
甚タ然ルヘカラサル儀ト存候同氏ヲ
懲戒免官ニ處セラレ候ハ、雷雨後
ノ快晴ノ如ク相成可申ト存候

横田氏ノ後任ニハ野崎東京控訴
院検事長ヲ以テ之ニ充テントノ御
僉議アルモノ、如シ然レトモ横田氏
ノ懲戒處分ヲ行ハレ候上ハ春木
氏ヲ復帰セシムルコト當然ナラン
同氏ハ横田氏ノ為メニ其地位ヲ奪
ハレタルモノナレハナリ殊ニ野崎氏ハ

附格可長レハシテハ
僉議アルモノ、如シ然レトモ横田氏
ノ懲戒處分ヲ行ハレ候上ハ春木
氏ヲ復歸セシムルコト當然ナラン
同氏ハ横田氏ノ為ニ其地位ヲ奪
ハレタルモノナレハナリ殊ニ野崎氏ハ
極メテ後進ノモノニシテ之ヲ總長ト
為ストキハ頗ル一般ノ不平ヲ引起シ
可申司法部ハ海陸軍ノ如ク拔
擢中自ラ秩序ヲ存セサル可ラス他ノ
行政官ノ如キ拔擢ハ到底行フ可ラ
サル儀ト存候

右ハ僭越之至ニ候得共司法部
ノ現況黙止シカタク敢テ聞陳シ御
参考ニ供シ奉リ候誠恐謹言

明治三十二年九月五日

千葉貞幹

大隈總理大臣殿

東京永田町

大隈總理大臣殿

必乞親展



臧

神戸地方裁判所

千葉貞幹